現代日本語における3種類の主格助詞省略現象

矢田部 修一

概要

現代日本語には3種類の主格助詞省略現象がある。統語部門において「が」を随意的に削除する統語的省略、特別な指定を受けている語彙項目の直後で義務的に「が」を削除する語彙的省略、主文の一人称または二人称の主語に伴う「が」を随意的に削除する対話省略の3種類である。ある名詞句に伴う主格助詞を統語的省略または語彙的省略によって省略する場合、その名詞句より低い意味役割を担う語句が同一節内にあってはならない。また、焦点として解釈される名詞句に伴う主格助詞は、省略することができない。

There are three types of *ga*-ellipsis in Modern Standard Japanese: Syntactic Ellipsis, which optionally deletes a nominative case particle, Lexical Ellipsis, which obligatorily deletes a nominative case particle that immediately follows one of the designated lexical items, and Dialogic Ellipsis, which optionally deletes a nominative case particle marking a first- or second-person subject of the matrix clause. A nominative case particle cannot be deleted by Syntactic Ellipsis or Lexical Ellipsis when the expression marked by the particle has a thematically lower clausemate. Likewise, a nominative case particle cannot be deleted when it marks a focused expression.

キーワード: 「が」の省略 (*ga*-ellipsis)、現代日本語 (modern standard Japanese)

はじめに

現代日本語では、書き言葉においては、主格助詞「が」を省略することはほとんどない。しかし、話し言葉、特にくだけた話し言葉においては主格助詞の省略はごくありふれた現象である。例えば (1) では名詞「雨」の直後の主格助詞が省略されている。(本稿では、以下、助詞が省略されている箇所を下線で示す。) (2)–(3) でも同様に「が」が省略されている。

（文例の直後の 4 つの数字はアンケート調査の結果を表わす。左から順番に、「『が』を省略しても全く問題ない」と感じた人の数、「『が』を省略すると少し不自然になる」と感じた人の数、「『が』を省略するとかなり不自然になる」と感じた人の数、「『が』を省略すると理解不能になる」と感じた人の数である。）[1]

(1) 雨＿降ったらどうしようか。
<18, 11, 0, 0>

(2) こんなもの＿出てきたよ。

(3) わたくし＿御案内いたします。

「が」の省略は常に可能なのではない。例えば (4) における主格助詞省略は不自然である。

(4) ?きのう次郎に花子を太郎＿紹介したんだよ。（丹羽 (1989) より）
<0, 3, 2, 24>

(5)–(6) は (4) 以上に不自然である。

(5) ?*僕は酒の方＿いいです。（Tsutsui (1983) より）

(6) 泣くなよ。?* 君には来年＿あるじゃないか。
<3, 7, 17, 2≳[2]

本稿は、現代日本語において主格助詞の省略が可能なのはどのような場合であるのかを明らかにすることを目的とするものである。

1 従来の分析

まず、主格助詞省略に関する Tateishi (1989) の理論を批判することから始めたい。立石の理論は、次の 2 つの主張から成り立っている。

(7) 主張 1
非対格動詞の主語をマークする「が」は省略可能。非能格動詞の主語をマークする「が」は省略不可能。（影山 (1993) も同じ主張をしている。）

(8) 主張 2
stage-level の述語の主語をマークする「が」は省略可能。individual-level の述語の主語をマークする「が」は省略不可能。

[1] アンケート調査は 1994 年に行われた。回答者は全員、立命館大学経営学部の 1 年生で、ほとんどの人は関西方言を母語とする話者であった。

[2] 本文で (6) は (4) より不自然であると述べたが、アンケート調査によると、言語学の知識を持たない話者は (4) を (6) より不自然であると感じる場合が多いようである。これは恐らく (4) は (6) より多くの名詞句を含んでいて、その分、意味がとりにくいからであろう。言語学の知識を持っている話者は (4) をそれほど不自然であるとは考えない傾向が見られる。

立石の理論は、主格助詞省略に関する先行研究の中で最も重要なものの 1 つである。[3] が、立石の 2 つの主張はいずれも誤りである。まず主張 1 に対する反例を幾つか挙げる。

(9)　今度言語学会で山田さん＿発表するんだって。（丹羽 (1989) より）

(10)　何時ごろでしたっけ、あの子達＿騒ぎだしたの。

(11)　これは君＿やってくれよ。

次に、主張 2 に対する反例を 2 つ挙げる。

(12)　困るよなあ、窓＿小さかったら。

(13)　もしその学生＿過激派だったりしたら事よ。
（大友克洋『ハイウェイスター』より）

2　主格助詞省略現象とまぎらわしい現象

主格助詞省略に関する筆者自身の代案を提示する前に、主格助詞省略現象とは似て非なる幾つかの現象の存在を指摘しておかなければならない。

2.1　はだしの題目

まず、既にさまざまな先行研究において指摘されていることであるが、助詞を伴わない「はだしの題目」を含む文は、主格助詞省略によって生成される文とまぎらわしい場合がある。例えば次のような文を考えてみよう。

(14)　あの人日本人だね。

この文は、一見したところでは、名詞句「あの人」の直後で「が」を省略することによって生成された文であるように思える。しかし、そのような分析は正しくない。(14) において「あの人」の後に「が」を補うことによって得られる文「あの人が日本人だね」は、「日本人なのはあの人（だけ）だね」という、元の (14) とは異なる（いわゆる総記の）意味しか表わさない。(14) と同じ意味を表わすのは、そのようにして得られる文ではなく、(15) に示してあるような文である。

(15)　あの人（のこと）だけど、日本人だね。／あの人は日本人だね。

つまり、意味から考えて、(14) は、主格助詞省略の文例ではなく、「はだしの題目」の文例であると結論することができるわけである。

以下、本稿では、できる限り、「はだしの題目」の文例とは解釈できない文例のみを用いて議論を進める。

[3] Tsutsui (1983, 1984) の研究も重要な先行研究であるが、本稿では筒井の理論の論評は割愛する。

2.2 数量詞浮遊

次のような文例も、主格助詞省略現象とまぎらわしい文例である。

(16) 誰かタバコすったでしょ。

この文は、名詞句「誰か」の直後で「が」を省略することによって生成されたものであるように見える。しかし実はこの文における「誰か」という名詞句は、主格の名詞句ではなく、浮遊数量詞である。このことは、(17)、(18) に示してあるように、(16) に本当の主格名詞句を付け加えることができることからわかる。

(17) 誰かここにいた人がタバコすったでしょ。

(18) ここにいた人が誰かタバコすったでしょ。

以下、本稿では、浮遊数量詞と解釈できる名詞句は用いないで議論を進める。

3 代案の概観

ではここで主格助詞省略に関する筆者の理論の概略を述べる。筆者の理論では、現代日本語には 3 種類の主格助詞省略現象が存在する。統語的省略、語彙的省略、対話省略の 3 種類で、それぞれの内容は次の通りである。

(19) 1 統語的省略 (Syntactic Ellipsis)
統語部門で「が」を随意的に削除する。
2 語彙的省略 (Lexical Ellipsis)
指定された語彙項目の直後で「が」を義務的に削除する。
3 対話省略 (Dialogic Ellipsis)
主文の一人称ないし二人称の主語に伴う「が」を随意的に削除する。

主格助詞省略は次の 2 つの制約に従う。

(20) 1 意味役割制約（弱い）
ある名詞句に伴う主格助詞を統語的省略または語彙的省略によって省略する場合、その名詞句より低い意味役割を担う語句が同一節内にあってはならない。
2 反焦点制約（強い）
焦点として解釈される名詞句に伴う主格助詞は、省略することができない。

意味役割制約を述べる際に「低い意味役割」という言い回しを用いたが、意味役割の高低は (21) の意味役割の階層によって決定される。

(21) 意味役割の階層 (cf. Jackendoff (1972), Yatabe (1990), Yatabe (1993: section 3.1))
[Agent [Recipient [Instrument [Location [Theme (PRED)]]]]]

この図の左端に近い意味役割ほど高い意味役割である。Agent が一番高い意味役割、Theme が一番低い意味役割で、その中間に Recipient などがある。

一方、反焦点制約の中で、焦点と言う語を用いた。焦点というのは、同じタイプの他のものと対照を成すものとして解釈される語句のことである。（Jackendoff (1972), Rooth (1992) 参照。）焦点が何と対照を成すものとして解釈されるかは、普通の場合、語用論的に決定される。例えば次の例を見ていただきたい。太字部分が強く発音されるものとする。

(22)　あ、太郎がそばを食べた！
　　解釈 1　<Taro ate noodles> as opposed to <Hanako ate noodles>
　　解釈 2　<Taro ate noodles> as opposed to <somebody other than Taro ate noodles>
　　解釈 3　<Taro ate noodles> as opposed to <nobody ate noodles>
　　...

この例においては、名詞句「太郎」が焦点として解釈されている。つまり、「太郎」は、何か他のものと対照を成すものとして解釈される。「太郎」が何と対照を成すものとして解釈されるかは、文法によって決定されるのではなく、語用論的に決定される。「太郎」が「花子」という個人と対照を成すものとして解釈されれば解釈 1 が生じる。解釈 1 は、花子がそばを食べるだろうと予想されていたが実際には太郎がそばを食べたのでびっくりしたというような状況にうまく当てはまる解釈である。「太郎」が「太郎以外の誰か」と対照を成すものとして解釈されれば解釈 2 が生じる。解釈 2 は、太郎以外の誰かがそばを食べるだろうと予想されていたが実際には太郎がそばを食べたのでびっくりしたというような状況に当てはまる解釈である。そして、「太郎」が “nobody” と対照を成すものとして解釈されれば解釈 3 が生じる。解釈 3 は、誰もそばを食べないだろうと予想していたが実際には太郎がそばを食べたのでびっくりしたというような状況に当てはまる解釈である。

意味役割制約は弱い制約で、反焦点制約は強い制約である。意味役割制約に違反している文例は、不自然ではあるものの容認不可能というほどではない。他方、反焦点制約に違反している文例はほとんど容認不可能である。

4　統語的省略

以下、第 4 節から第 6 節までで、設定された 3 つの型の主格助詞省略を 1 つ 1 つ検討していく。まず本節では、さまざまな構文の中で、統語的省略がどのように働くかを見ていく。統語的省略は、上に定義した通り、統語部門で随意的に主格助詞を削除する文法操作で、意味役割制約・反焦点制約という 2 つの制約に従う。

4.1　無意志動詞文

最初に、無意志動詞文で統語的省略が予測通りの振舞をするかどうかを確認する。(23) は無意志動詞文の一例である。

(23) 女の子_生まれたらどうする？

(23) では、主格の名詞句「女の子」は、節の中の唯一の名詞句であるから、意味役割制約には違反しようがない。また、「女の子」はこの文では焦点として解釈されるわけではないから、反焦点制約にも違反しない。だから、上記の理論によれば、この文は主格助詞の省略を許すはずである。実際に、(23) における主格助詞省略は完全に容認可能である。次に (24) を見てみよう。

(24) 本当かい、ここに飛行機_飛んで来たって。

この文の場合、「飛んで来た」という動詞が、「飛行機」という Theme の名詞句と「ここに」という Location の名詞句をとる形になっている。意味役割の階層によると Location は Theme より高い意味役割であるから、この文における主格助詞省略は意味役割制約に違反しないことになる。また、ここの「飛行機」は焦点ではないから反焦点制約にひっかかることもない。したがって、この文は正しく容認可能と予測される。(25) は (24) とほぼ同じ構造の文であり、これも正しく容認可能と予測される。

(25) 本当かい、ここを変な車_通ったって。

(26) は意味役割制約に違反している文例である。

(26) ?何時ごろだったんだい、このメモをあの人_受け取ったのは。

ここでは、「受け取った」という動詞が「あの人」という Recipient の名詞句と「このメモを」という Theme の名詞句をとっている。意味役割の階層によると Recipient は Theme より高い意味役割であるから、この文例は意味役割制約に違反することになる。実際 (26) は若干不自然な文である。

次の (27) は反焦点制約に違反する文例である。

(27) ここから出るのは水じゃあないよ。?* ここからは、お湯_出るんだよ。
<1, 8, 16, 4>

2 つ目の文では、名詞句「お湯」は、水と対照を成すものとして解釈されるから、定義により、焦点である。そして、この文における主格助詞省略は、反焦点制約によって予測される通り、かなり不自然である。

以上、無意志動詞文においては統語的省略が理論によって予測される通りの振舞をするのが見られた。

4.2 意志動詞文

次に意志動詞文を見てみよう。まず、意味役割制約にも反焦点制約にも違反していない文例を見る。次の文では、「騒ぎ出した」という意志動詞の主語が「が」を伴わずに現れている。

(28) 何時ごろだったっけ、太郎_騒ぎ出したの。

この文では、「騒ぎ出した」は、自動詞として機能しており、主語以外の名詞句をとっていない。したがって意味役割制約の違反は生じようがない。反焦点制約にも違反していないから、(28) は正しく容認可能と予測される。(29) も基本的に同じ構造の文例で、正しく容認可能と予測される。

(29)　あの人_反対したら、何もかもおしまいだよ。

Agent は、意味役割の階層によれば最も高い意味役割である。だから、何か他の意味役割を担う名詞句が同一節内にあれば、意味役割制約にすぐひっかかってしまうはずである。この予測が正しいことは、次のような文例によって示される。

(30) ?何時ころだったんだい、田中さんに次郎_会ったの。

(31) ?こんなもの、一体誰_持ってきたんだ。（Tsutsui (1983) より）
（筒井によると <6, 6, 3, 7>）

(30) でも (31) でも Agent の他に Theme の項があるため、意味役割制約に違反することになる。実際これらの例文は、理論によって予測されるように、容認不可能とは言えないが少し不自然である。

次に掲げるのは反焦点制約に違反している文例である。

(32)　その時騒ぎ出したのは花子じゃあないよ。?* あの時は、太郎_騒ぎ出したんだよ。

4.3　受身文

受身文の主語は Theme である場合が多い。Theme は最も低い意味役割であるから、意味役割制約にひっかかることもなく、大抵の場合は「が」の省略を許すものと予測される。この予測が正しいことは、次のような文例によって示される。

(33)　いつだっけ、タイ米_輸入されたの。

(34)　いつだっけ、自動車_発明されたの。

4.4　名詞文・形容詞文

名詞文・形容詞文の主語は常に Theme であるから、意味役割制約には違反しようがない。(35) は、予測される通りに「が」の省略を許す文例である。

(35)　困るね、あの人_日本人だったら。

(36) は反焦点制約に違反しているために「が」を省略することができない文例である。

(36) ?*あたし_悪いっていうんですか。
<0, 5, 12, 12>

この文では、主語の「あたし」は、義務的に総記の解釈を与えられる。文全体は「悪いのはあたしで、あたし以外の人間は悪くないっていうんですか」という意味になる。つまり「あた

し」は「あたし」以外のすべての人間と対照を成すものとして解釈されるわけであるから、上記の例は反焦点制約に違反していることになる。理論によって予測される通り、主格助詞の省略は許されない。

4.5 存在文・所有文

次に、存在文・所有文における統語的省略を検討する。存在文・所有文というのは無意志動詞文の一種であり、大抵の場合、普通の無意志動詞文と同じような振舞を見せる。次例はそのような普通の文例である。

(37) そっちは駄目！雷おじさん_いるからダメ!!

この文は意味役割制約にも反焦点制約にも違反していないから、正しく容認可能と予測される。

が、若干特殊な振舞を見せる存在文・所有文が存在する。以下の例文のように、誰かを励ますために使われる存在文・所有文は、ちょっと見た所では意味役割制約にも反焦点制約にも違反していないように思えるのに、主格助詞の省略を許さないのである。

(38) サッカーがどうしたってんだ。?* 俺達には野球_あるぜ！

(39) 泣くなよ。?* 君には来年_あるじゃないか。 (= (6))
<3, 7, 17, 2>

しかし、このような文も、筆者の理論でうまく説明することができる。筆者の考えでは、(38)、(39) のような文例は実は反焦点制約に違反しているのである。例えば (39) の意味表示は (40) であると考えられる。

(40) <there's tomorrow> as opposed to <there's nothing>

(40) は、(39) の意味表示として、直観的に納得できるものである。(39) は、今年失敗した人を「君には何も残っていないわけではない、君には来年がある」となぐさめるための表現だからである。もしこの意味解釈が正しいなら、この文において「来年」という名詞句は "nothing" と対照を成すものとして解釈されていることになるから、反焦点制約によって正しく主格助詞省略が阻止されることになる。

(39) において主格名詞句「来年」は焦点として解釈されている、ということを示す独立の証拠もある。(39) のような文においては、主格名詞句を話題化することができない、という事実がそれである。(41) に示したように、無理に話題化を行うと容認不可能な文が生成される。

(41) ?*来年は君に（は）あるじゃないか。

筆者の理論は、(41) が容認不可能であることを正しく予測する。話題という概念と焦点という概念とは対立概念であり、1 つの名詞句が同時に焦点でも話題でもあることはありえない。筆者の理論によると、(39) における「来年」という主格名詞句は、義務的に焦点として解釈

されるので、話題とはなりえないのである。このように (41) に関して正しい予測をするという事実は、(39) に関する筆者の仮説が正しいことを、間接的にではあるが、示唆している。

4.6　修辞疑問文

次に修辞疑問文を検討する。修辞疑問文も時に特殊な振舞を見せることがある。一般的に言って、修辞疑問文の中の主格名詞句が疑問詞である場合、その主語に伴う主格助詞を省略することはできない。次の文例を見ていただきたい。[4]

(42) ?*こんな所から何＿出てくるかよ。
　　<1, 2, 9, 17>

(43) ?*東京なんかに何＿ある。

(42) は、疑問文の形になってはいるが実際には「こんな所からは何も出てくるわけがない」ということを言わんとしている、という意味において修辞疑問文である。(43) も、実際には「東京には何もない」ということを言わんとしているという意味において修辞疑問文である。

修辞疑問文でなく普通の疑問文であれば、主格名詞句が疑問詞であっても「が」の省略は可能である。

(44)　何＿出てきた？
　　<14, 10, 4, 1>

また、修辞疑問文であっても、主格名詞句が疑問詞でなければ主格助詞を省略することができる。

(45)　こんな所にブラックバス＿いるかよ。

以上の観察も、反焦点制約によって説明することができる。例えば上記の文例 (43) を考えてみよう。(43) の意味は (46) のように表わせると考えられる。

(46)　for which x [<there is x in Tokyo> as opposed to <there is nothing in Tokyo>]?

つまり、(43) の意味は、「どの x に関して、『東京には何もないわけではなく、x がある』と言うことができるか」ということであると考えられる。もしこの意味解釈が正しければ、この文において名詞句「何」は焦点であることになり、この文における主格助詞省略は反焦点制約に違反することになるわけである。同じ説明は上記の文例 (42) にも当てはまる。

4.7　比較文

「方」という形式名詞を含む比較文も特殊な振舞を示す。以下の文例に示されているように、「方」という形式名詞の直後の主格助詞は省略することができない。

(47) ?*僕は酒の方＿いいです。(Tsutsui (1983) より)

[4] 文例 (42) は「が」を省略しなくても若干不自然であるとする話者もいる。

(48) ?*走って行った方_いいよ。

(49) ?*東京より京都の方_広いよね。

これらの文例が容認不可能であることも、反焦点制約で説明することができる。比較文と言うのは、あるものとあるものとを比較対照することを目的として発せられる文である。例えば上記の文例 (49) は東京と京都とを比較対照することを目的として発せられる文であり、その意味内容は次のように表わすことができるものと考えられる。

(50) <Kyoto is larger than Tokyo> as opposed to <Tokyo is larger than Kyoto>

つまり、この種の文例においては、「方」という形式名詞を主部とする主格名詞句と、「より」という語に伴われている名詞句とが両方とも焦点として解釈されているものと考えることができるのである。

4.8 Masunaga (1988) との比較

さて、ここまで、意味役割制約と反焦点制約とによって様々な文例の容認不可能性が正しく捉えられるのを見てきたが、ここで、反焦点制約を、先行研究において提案されてきている類似の制約と比較してみたい。

まず、反焦点制約を、Masunaga (1988) が提案している制約と比較してみる。Masunaga の提案は (51) に示してある通りである。

(51) 'the nominative Case can be deleted on occasion depending on a certain "lack of focus" on the pertinent NP.' (Masunaga 1988: p. 148)

字面を見る限りでは、Masunaga が提案しているのは筆者の反焦点制約と同じことであるようにも思える。

しかし、子細に調べてみると、Masunaga の提案している制約は筆者の反焦点制約とは違うものであることがわかる。Masunaga は "focus" という用語を普通とは違う意味に用いているのである。このことは Masunaga が論じている文例を検討してみればすぐに明らかになる。例えば Masunaga は次のコントラストが上記の制約によって説明されると述べている。

(52) a. *今日女の子_来た。
b. 女の子_来たぞ。

Masunaga によると、(52a) では主語「女の子」に "focus" があるが、(52b) では終助詞が存在するために "focus" が「女の子」から取り除かれるのだという。Masunaga がどのような意味で "focus" という言葉を用いているのかは定かでないが、(52a) の主格名詞「女の子」は必ずしも焦点として解釈されるわけではないから、Masunaga の "focus" は筆者の用語法における「焦点」と異なるものであると結論することができる。ちなみに、筆者の考えでは、(52a) は、意味役割制約にも反焦点制約にも違反していないが、くだけた口語体の文ではなく若干堅苦しい文体の文であるために助詞の省略を許さないのである。

4.9 Tsutsui (1983) との比較

次に、反焦点制約を、Tsutsui (1983) の提案している制約と比べてみる。Tsutsui の提案は以下の通りである。

(53) Emphatic Element Condition (Tsutsui 1983: p. 204):
The ellipsis of ga on an NP-ga is highly unnatural if the NP-ga is the most emphatic element in the clause.

ここで出てくる "the most emphatic element in a clause" という言葉を Tsutsui は次のように定義している。

(54) "The most emphatic element in a clause can be identified by putting eminent stress on each element in the clause.[a footnote omitted] If an element can be stressed without changing the meaning of the clause, it is the most emphatic element in the clause; otherwise, it is not."

若干曖昧な定義であると思うが、ここで Tsutsui が言っていることも、字面を見る限りでは筆者の反焦点制約とよく似ているように感じられる。

しかし、実際に Tsutsui が論じている文例を検討してみると、Tsutsui の提案している制約も筆者の反焦点制約とは異なるものであることがわかる。例えば Tsutsui は、次の対話の最後の文において主格助詞の省略ができないことは、上記の制約によって説明されると主張している。

(55) Haruko「来年浪人しないで国立に入ってくれるって約束してくれたんですよ。」
Shinagawa「約束したって相手 ?*(が) 入れてくれなきゃな。」

この文例に関して Tsutsui は次のように注釈を加えている。

(56) 'Shinagawa has no presupposition when he utters his line. Nevertheless, aite ga "they" sounds emphatic and, actually, could be said with stress.' (Tsutsui 1983: p. 206)

つまり、問題の文において、「相手」という名詞句は、彼の言う所の "the most emphatic element in the clause" だということである。しかし、この名詞句は他の何かと対照を成すものとして解釈されるわけではないから、焦点ではない。したがって、Tsutsui のいう "the most emphatic element in the clause" は焦点とは違うものであり、彼の提案している制約は筆者の反焦点制約とは違うものであると結論することができる。

5 語彙的省略

以上で統語的省略の検討を終え、語彙的省略の検討に移りたい。語彙的省略と言うのは、上で述べたように、指定された語彙項目の直後で主格助詞を義務的に削除する文法操作で、統

語的省略と同様に意味役割制約と反焦点制約とに従う。まず次の文例を見ていただきたい。H · L はそれぞれ high、low の略で、各モーラの音の高低を表わしている。（以下、「が」を省略しない場合のアクセント型に関しては、筆者の直観のみに頼らず、秋永 (1981), 平山 (1960), 馬瀬· 佐藤 (1985), 日本放送協会 (1985), 柴田, 山田,· 山田 (1989) にあたって確認した。[5] なお、本節で論じているのは東京方言におけるアクセント型である。言うまでもなく、東京方言以外の方言では異なるアクセント型が用いられる。）

(57) へえ、そんなことあったの。
　　＿＿＿ＬＨＨＨＬ
　　＿＿＿ＬＨＨＨＨ

(58) へえ、そんなことがあったの。
　　＿＿＊ＬＨＨＨＬＬ
　　＿＿＿ＬＨＨＨＨＬ

「が」を省略するかしないかによって、可能なアクセントの型が変わってくることがわかる。「が」を省略しない場合（つまり (58) の場合）には「こと」の最終モーラ「と」は H で発音されなければならないのに、「が」が省略されている場合（つまり (57) の場合）は、「と」は L でも H でもよいのである。このように「が」の有無がアクセント型に影響を及ぼす現象は、統語的省略では捉えきれない。統語的省略で文例 (58) において「が」を省略した場合は、(57) に示してある 2 つの可能なアクセント型の内、下の方に記した型だけが生成されることになる。上の方のアクセント型を生成するためには、統語的省略以外に、「が」を削除する別の文法操作を設けなければならない。

上記の観察を説明する方法は幾つか考えられるが、ここでは次のような分析を提案したい。まず、2 種類の「こと」を語彙項目として設定する。便宜的に、ここではそれら 2 つの語彙項目をそれぞれ「こと 1」、「こと 2」と呼ぶことにする。「こと 1」は単なる普通の名詞であり、「HH」というアクセント指定を与えられている。一方、「こと 2」の方は特殊な語彙項目で、「HL」というアクセント指定の他に、「この語彙項目の直後で助詞を削除しなければならない」という特別な指定を与えられている。こうしておけば、(57)、(58) に示した可能なアクセント型はすべて生成され、不可能なアクセント型（つまり (58) の LHHHLL という型）は生成されない。

義務的な主格助詞省略を要求する語彙項目は「こと 2」だけではない。「もの」、「あたま」も同様の振舞を示す。次の文例を見ていただきたい。

(59) あれ、こんなもの入ってたよ。
　　＿＿＿ＬＨＨＨＬ
　　＿＿＿ＬＨＨＨＨ

[5] ただし、馬瀬· 佐藤 (1985) には「こと」に関する記述がない。

(60)　あれ、こんなものが入ってたよ。
　　＿＿* L H H H L L
　　＿＿＿L H H H H L
(61)　わあ、アタマでかいね。
　　＿＿＿L H L
　　＿＿＿L H H
(62)　わあ、アタマがでかいね。
　　＿＿% L H L L
　　＿＿＿L H H L
「もの」の場合も「あたま」の場合も、「こと」の場合と同じように、「が」を省略した場合に限って、最終モーラを L で発音することが許される。これらの事例も、「こと」の場合と同様、2 つの語彙項目を設定し、一方に「直後で助詞を省略しなければならない」という指定を与えておけば正しく記述される。（ただし、「あたま」という単語のアクセント型に関しては東京方言の内部でも人によってバラツキがあり、「が」が省略されていない場合でも最終モーラを L で発音する話者も存在する。）

以上見てきたような現象は、「こと」、「もの」、「あたま」といった一部の語彙項目だけで起こるものである。普通の単語、例えば「おとこ」という名詞の場合、(63)、(64) に示した通り、「が」の有無はアクセント型には全く影響を及ぼさない。

(63)　でも、そんなオトコ来たらどうしよう。
　　＿＿＿L H H H H H
　　＿＿* L H H H H L
(64)　でも、そんなオトコが来たらどうしよう。
　　＿＿＿L H H H H H L
　　＿＿* L H H H H L L

さて、語彙的省略は、統語的省略と同様、反焦点制約に従う。このことは、次のような文例によって示される。

(65)　ここからは、そういうものが出てくるんじゃあないよ。
　　?*ここからは、こういうもの (HL) 出てくるんだよ。

また、語彙的省略は意味役割制約にも恐らく従うのであろうと推測される。しかし、このことを示す文例を作ることは難しく、今の所これは推測にとどまる。

6 対話省略

第 4、5 節で、統語的省略と語彙的省略とを検討してきたが、統語的省略でも語彙的省略でも説明がつかないような文例もある。次の文が例えばそうである。

(66) それは君_やってくれよ。

この文は、統語的省略によって生成されるものとは考えられない。なぜなら、この文は、意味役割制約に違反する形になっているのに完全に容認可能であるからである。またこの文は語彙的省略によって生成されるものとも考えられない。もし「君」というようなごく一部の単語だけが特殊な振舞をするのであれば、この種の文例は語彙的省略によって生成されるのだと考えることもできよう。しかし、調べてみると、「君」というような一部の単語に限らず、一人称ないし二人称の名詞句なら何でも同様の特殊な振舞をすることがわかるのである。例えば次例では、「風間くん」という固有名詞が二人称の名詞句として用いられており、(66) における「君」と同様の振舞を見せている。

(67) これは風間くん_やってよ。

そこで、(66)、(67) のような文例を生成するために、対話省略という、もう 1 つの主格助詞削除操作を設定する。既に定義したように、対話省略は、主文の一人称ないし二人称の主語に伴う「が」を随意的に削除する文法操作で、反焦点制約には従うが意味役割制約には従わない。

(66) と (67) は両方とも命令文であるが、命令文であっても、主語が二人称名詞句でなければ対話省略は適用され得ない。例えば次の例は命令文であるが、主語が三人称であるため対話省略はかからない。

(68) ?そんなの、やりたい奴_やれよ。

対話省略が適用可能かどうかということは、当該の文が命令文かどうかということによって決定されているのではないわけである。

対話省略は一人称または二人称の名詞句にしかかからないということ、そして対話省略は主文でしか働かないということは、以下の文例によって示される。これらの文例はすべて Tsutsui (1983) からとったもので、各文の後の数字は、Tsutsui が行なったアンケート調査の結果を表わしている。ここで、完全に容認可能ではない文例 ((69b)、(70b)、(71a)、(71b)) は、どれも意味役割制約に違反しており、理論によって予測される通り、容認不可能とは言えないものの、若干不自然になっている。

(69) a. あ、あれは、僕_飲みました。
<15, 5, 2, 0>
b. ??あ、あれは、太郎_飲みました。
<0, 2, 5, 15>

(70) a.　あのビールはあなた＿飲んだんでしょう。
　　<13, 5, 4, 0>
　　b. ??あのビールは花子＿飲んだんでしょう。 <0, 5, 10, 7>

(71) a. ?あなた＿書いたのはこれですか。
　　<3, 5, 8, 6>
　　b. ??花子＿書いたのはこれですか。
　　<0, 2, 8, 12>

対話省略は、意味役割制約には従わないが、反焦点制約には従う。このことは次のような文例によって示される。

(72) これは、あいつがやったんじゃあないよ。?* これは、おれ＿やったんだよ。

7　結論と残された問題

以上、本稿では、統語的省略、語彙的省略、対話省略という 3 種類の主格助詞削除操作が現代日本語には存在すること、主格助詞省略に関して意味役割制約 · 反焦点制約という 2 つの制約が存在することを論じてきた。

最後に、現在のところ筆者が理解し得ないでいる現象を幾つかならべておこう。

まず、意味役割制約に関連する問題を 1 つ指摘しておきたい。意味役割の階層によると Agent は Instrument より高い意味役割なのであるが、Instrument の名詞句が同一節内にあっても、Agent の名詞句に伴う主格助詞を省略することは可能であるように思える。問題になる文例は次のようなものである。

(73) a. 変な人＿踊ったの、知ってる？
　　b. あの靴で変な人＿踊ったの、知ってる？

理論によると (73b) は (73a) より悪いはずであるが、この予測は正しいのであろうか。アンケート調査をして確認する必要がある。

もう 1 つの問題は、修辞疑問文に関わる。次のような修辞疑問文はすべて容認不可能であると思われるが、このことを反焦点制約だけで説明することができるのかどうか、明確ではない。

(74) ?*東京なんかにどんな動物＿いる。

(75) ?*ほっぺにごはんつぶつけたプレイボーイ＿いるか !!

(76) ?*何＿お見舞だ。

(77) ?*サッカー＿何だい。

(78) ?*サッカー＿どうしたってんだ。

謝辞

対照という概念の重要性を指摘して下さった原田康也氏に謝意を表したい。

参考文献

秋永一枝（編）(1981).『明解日本語アクセント辞典 第 2 版』. 三省堂, 東京.

平山輝男（編）(1960).『全国アクセント辞典』. 東京堂, 東京.

Jackendoff, R. (1972). *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. The MIT Press, Cambridge, Mass.

影山太郎 (1993).『文法と語形成』. ひつじ書房, 埼玉.

馬瀬良雄 · 佐藤亮一 (1985).「東京語アクセント資料」. 文部省科学研究費特定研究「言語の標準化」資料集.

Masunaga, K. (1988). Case deletion and discourse context. In Poser, W. J. (Ed.), *Papers from the Second International Workshop on Japanese Syntax*, pp. 145–156. CSLI, Stanford.

日本放送協会（編）(1985).『日本語発音アクセント辞典 改訂版』. 日本放送出版協会, 東京.

丹羽哲也 (1989).「無助詞格の機能 — 主題と格と語順 —」.『國語國文』, **58** 10, 38–57.

Rooth, M. (1992). A theory of focus interpretation. *Natural Language Semantics*, **1**, 75–116.

柴田武, 山田明雄,· 山田忠雄（編）(1989).『新明解国語辞典 第 4 版』. 三省堂, 東京.

Tateishi, K. (1989). Subjects, SPEC, and DP in Japanese. In Carter, J. & Dechaine, R.-M. (Eds.), *Proceedings of NELS*, Vol. 19, pp. 405–418.

Tsutsui, M. (1983). Ellipsis of ga. *Papers in Japanese Linguistics*, **9**, 199–244.

Tsutsui, M. (1984). *Particle Ellipses in Japanese*. Ph.d. dissertation, University of Illinois at Urbana-Champaign.

Yatabe, S. (1990). Quantifier floating in Japanese and the θ-hierarchy. In Ziolkowski, M., Noske, M., & Deaton, K. (Eds.), *Papers from the 26th Regional Meeting of the Chicago Linguistic Society*, Vol. 1: The Main Session, pp. 437–451. Chicago. CLS.

Yatabe, S. (1993). *Scrambling and Japanese Phrase Structure*. Ph.d. dissertation, Stanford University, Stanford.